

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会 令和4年9月27日決裁分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 3件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2101304 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200071 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。
- 3 請求者のB社C支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求者のD社（現在は、E社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 5 請求者のF社（現在は、G社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 6 請求者のH社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。
- 7 請求者のI社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 35 年 7 月 1 日から昭和 39 年 8 月 15 日まで
③ 昭和 39 年 8 月 16 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 12 月 2 日から昭和 40 年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 40 年 4 月 2 日から同年 10 月 21 日まで
⑥ 昭和 41 年 7 月 1 日から昭和 42 年 4 月 22 日まで
⑦ 平成 3 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

請求期間①については、A社に昭和 35 年 1 月頃から正社員の工員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格の取得年月日が同年 7 月 1 日と記録されている。

請求期間②については、A社の標準報酬月額の記録が、同社からもらっていた給与額よりも低く記録されている。

請求期間③については、J県K市LにあるJ県立体育館付近に存在したB社において、正社員として企業を訪問する営業販売業務を行っていたが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者記録がない。

請求期間④については、D社において、正社員として運転手の助手をしていたが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者記録がない。

請求期間⑤については、F社において、正社員として日雇労働者に支払う日当分の現金を銀行から引き出し、小分けして日雇労働者に手渡す業務を行っていたが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者記録がない。

請求期間⑥については、H社で、1か月 7 万円から 8 万円ほどの高い給料をもらっていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準報酬月額が 1 万 6,000 円と低く記録されている。

請求期間⑦については、I社に勤務し、ファックスの訪問販売をしていたが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者記録がない。

請求期間①、③、④及び⑤の期間については、厚生年金保険の被保険者期間の訂正を求めて、また、請求期間②（前回は、昭和37年3月1日から昭和39年8月15日まで）については、標準報酬月額の訂正を求めて、訂正請求を行ったが、年金記録の訂正は認められない旨の通知を受けた。

前回不訂正決定となった請求期間①から⑤（請求期間②については、請求期間の始期を昭和37年3月1日から昭和35年7月1日に変更、請求期間④については、請求期間の始期を昭和39年12月1日から同年12月2日に変更、請求期間⑤については、請求期間の始期を昭和40年4月1日から同年4月2日に変更）までに加えて、今回、新たに請求期間⑥及び⑦についても、国の記録が間違っていると思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の訂正請求は、i) オンライン記録によると、A社は、昭和40年2月17日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間①当時の役員及び社会保険事務担当者は、いずれも死亡又は所在不明のため、請求者の請求期間①における勤務及び厚生年金保険料控除について、事業所及び事業主等に確認することができないこと、ii) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、請求期間①に厚生年金保険被保険者記録がある12人に照会し、回答があった6人は、全員が請求者を記憶しておらず、これらの者から請求者の請求期間①における勤務を確認することができないこと等から、既に平成29年4月13日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間①において、A社に勤務していたのは間違いないので当該期間の年金記録を訂正してほしいと主張して、再度訂正請求を行ったものである。

しかしながら、今回の訂正請求に当たって、請求者から、請求期間①における勤務及び厚生年金保険料控除をうかがわせる新たな資料等の提出はなく、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるることはできない。

2 請求期間②のうち昭和37年3月1日から昭和39年8月15日までの期間（以下「前回の請求期間②」という。）について、請求者の訂正請求は、i) オンライン記録によると、A社は、昭和40年2月17日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、前回の請求期間②当時の役員及び社会保険事務担当者はいずれも死亡又は所在不明のため、請求者の前回の請求期間②における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、事業所及び事業主等に確認できること、ii) 同社に係る被保険者名簿において、前回の請求期間②に厚生年金保険被保険者記録がある46人に照会を行い、24人から回答を得たところ、当該24人のうちの1人が、請求者と同職種であった旨回答しているものの、当該同僚は、当時の自身の給与額及び厚生年金保険料の控除額について、記憶していない旨陳述しており、このほか回答があった23人からは、請求者が主張する報酬月額が支払われたことをうかがわせる事情等は見当たらないこと、iii) 請求者の同社における健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、前回の請求期間②に係る請求者の標準報酬月額の記録が訂正された事跡はなく、不自然な点も見当たらないこと等から、既に平成29年4月13日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間②の始期を変更した上で、A社における標準報酬月額の記録が間違っているので訂正してほしいと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回の訂正請求に当たって、請求者から請求期間②に係るA社の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる新たな資料等の提出はなく、請求者の同社における被保険者原票を見ても、請求期間②に係る標準報酬月額の記録が訂正され

た事跡はなく、不自然な点も見当たらない上、前述の回答があった 24 人のうち 5 人は、今回の請求期間②で新たに追加された昭和 35 年 7 月 1 日から昭和 37 年 2 月 28 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者であるが、5 人全員が請求者を記憶していない旨回答していることから、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

3 請求期間③について、請求者の訂正請求は、i) オンライン記録によると、B 社 C 支社（以下「M 社」という。）は、昭和 46 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、B 社（以下「N 社」という。）は、当時の関連資料が残っていないため、請求者の勤務及び厚生年金保険料控除の状況は不明である旨回答している上、M 社の元事業主 3 人はいずれも死亡又は所在不明であるため、請求者の請求期間③における勤務及び厚生年金保険料控除について、事業所及び元事業主から確認できること、ii) M 社に係る被保険者名簿において、請求期間③に厚生年金保険被保険者記録がある 35 人に照会し、17 人から回答を得たが、全員が請求者を記憶しておらず、これらの者から請求者の勤務を確認することができないこと、iii) N 社の担当者は、営業販売職については、請求期間③当時、一般的に入社後 6 か月程度の研修期間があり、研修期間終了後の 1 日付けで厚生年金保険に加入させていたので、入社後 4 か月間で退職した者の場合、厚生年金保険には加入させておらず、そのような者の給与から厚生年金保険料を控除することはないとと思う旨陳述している上、前述の回答があった者のうち、自身を営業販売職と回答した複数の者は、勤務開始当初、厚生年金保険に加入しない期間があり、その期間の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う旨陳述していること等から、既に平成 29 年 4 月 13 日付けで、年金記録の訂正是必要ないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間③において、M 社に勤務していたのは間違いないので当該期間の年金記録を訂正してほしいと主張して、再度訂正請求を行ったものである。

しかしながら、今回の訂正請求に当たって、請求者から、請求期間③当時の M 社における勤務及び厚生年金保険料控除をうかがわせる新たな資料等の提出はないことから、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

4 請求期間④について、請求者の訂正請求は、i) D 社の事業を承継した E 社は、当時の関連資料が残っていないため、請求期間④に請求者が勤務していたかは不明である旨回答している上、請求者の雇用保険被保険者記録は見当たらないことから、請求者の請求期間④における勤務を事業所等から確認することができないこと、ii) D 社に係る被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録がある 92 人に照会し、62 人から回答を得たが、全員が請求者を記憶していない上、請求期間④当時に同社で採用業務を担当していたとする者は、請求期間④当時に入社した者をほぼ記憶しているが、請求者については、記憶していない旨陳述していること、iii) D 社の社史には、入社年別に社員の氏名が連名で記載されているところ、同社史の昭和 39 年及び昭和 40 年の入社欄には請求者の氏名は見当たらないこと等から、既に平成 29 年 4 月 13 日付けで、年金記録の訂正是必要ないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間④において、D 社に勤務していたのは間違いないので年金記録を訂正してほしいと主張して、再度訂正請求を行ったものである。

しかしながら、今回の訂正請求に当たって、請求者から、請求期間④当時の D 社における勤務及び厚生年金保険料控除をうかがわせる新たな資料等の提出はないことから、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

5 請求期間⑤について、請求者の訂正請求は、i) G 社は、請求期間⑤当時の関連資料が残っていないため、当該期間に請求者が勤務していたか否かは不明であると回答している上、請求期間⑤に係る請求者の雇用保険被保険者記録は見当たらないことから、請求者の請求期間⑤における勤務について事業所等から確認できること、ii) 同僚照会の回答者で、請求

者を記憶していた二人のうちの一人は、請求者は現場作業員で、勤務期間は短かったと思うが、具体的に覚えておらず、勤務時間も分からぬ旨陳述している上、残る一人は、請求者の勤務期間及び勤務時間についての回答が得られないこと、iii) 請求者は、従事していた業務について、日雇労働者に支払う日当分の現金を銀行から引き出し、小分けにして日雇労働者に手渡す業務を行っていた旨陳述しているところ、同社の担当者は、日雇労働者に現金を手渡す業務は、現場管理の者が、また、日当分の現金を銀行から引き出し、小分けする業務は総務の複数の者が行っており、これらの業務を入社から数か月の者に単独で行わせることや当該業務を行う者を新規に雇い入れることはない旨陳述している上、請求期間⑤当時に会計を担当していた者や、日雇労働者に日当を渡す業務を行う者を指名していたとする元取締役など複数の者は、日雇労働者に手渡す日当を銀行から引き出す業務及びそれを手渡す業務を行う者の中に、請求者はいなかった旨陳述しており、これらの者の陳述と自身の業務内容に係る請求者の陳述は符合せず、請求者の当該期間における勤務実態について、これらの者から確認又は推認することができないこと等から、既に平成29年4月13日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間⑤において、F社に勤務していたのは間違いないと主張して、再度訂正請求を行ったものである。

しかしながら、今回の訂正請求に当たって、請求者から、請求期間⑤当時のF社における勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがわせる新たな資料等の提出はないことから、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

6 上記1、3、4及び5の事実及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間①、③、④及び⑤について、請求者が厚生年金保険被保険者として、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、上記2の事実及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間②について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

7 請求期間⑥について、オンライン記録によると、H社は、平成9年1月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記の記録によると、平成27年1月20日に休眠会社の整理規定により解散しており、同社から請求者の請求期間⑥に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、H社の親会社であるO社は、関連資料がないため、請求者の請求期間⑥に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である旨回答しており、同社から請求者の請求期間⑥に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求期間⑥において、H社で厚生年金保険被保険者記録がある17人に照会し、回答があった11人のうちの9人は請求者を記憶しておらず、請求者を記憶しているとする2人からも、請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、具体的な回答を得ることができなかつた。

加えて、請求者のH社における被保険者名簿を見ると、請求期間⑥に係る標準報酬月額の記録に、訂正された事跡はなく、不自然な点も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間⑥に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間⑥について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

8 請求期間⑦について、J県立P図書館が所蔵する平成3年の住宅地図を見ると、請求者が

記憶する I 社の所在地に同社の記載が確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、請求者が記憶する所在地に I 社の厚生年金保険適用事業所の記録は確認できない上、J 法務局も当該所在地に同社の法人登記は確認できない旨回答している。

また、請求者は、I 社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に当時の事情を聴取することができず、請求者の請求期間⑦における勤務、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

さらに、請求者の I 社における雇用保険記録は確認できない上、オンライン記録によると、請求者は、請求期間⑦において、国民年金第 1 号被保険者として、定額保険料及び付加保険料を納付している。

加えて、請求者は、I 社での給与明細書等の資料を保管しておらず、このほかに、請求者の同社における勤務及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2101305 号
厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2200019 号

第1 結論

昭和 43 年 8 月から昭和 45 年 9 月までの請求期間については、国民年金の定額保険料を納付した期間に、昭和 45 年 10 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金の定額保険料及び付加保険料（以下、定額保険料と併せて「国民年金保険料」という。）を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 16 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 43 年 8 月から昭和 45 年 9 月まで
② 昭和 45 年 10 月から昭和 56 年 3 月まで

前回、請求期間①及び②の国民年金保険料について、会社を退職後の昭和 43 年 8 月頃に A 県 B 市役所 C 支所（当時）において国民健康保険の手続と共に国民年金の加入手続を行い、同支所で国民健康保険料と共に 3 か月分あるいは 6 か月分をまとめて納付した旨主張し、年金記録の訂正請求を行ったが認められなかった。

請求期間①及び②における国民年金の加入手続や保険料の納付方法について、基本的に前回の請求内容と同じであるが、付加年金が制度として開始された昭和 45 年 10 月から定額保険料と付加保険料と一緒に払ったと思うので、再度調査の上、請求期間①及び②の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求について、i) 国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、昭和 58 年 3 月 1 日に B 市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年 3 月頃に行われたと推認できることから、加入手続時期について請求者の主張と符合しない上、当該加入手続（昭和 58 年 3 月頃）の時点において、請求期間①及び②のうち大部分の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができないこと、ii) 請求期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより B 市における記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できること、iii) 請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を B 市役所 C 支所で納付した旨主張しているが、窓口における具体的な納付方法について、はっきり覚えていない旨陳述している上、請求期間①及び②のうち、昭和 43 年 8 月から昭和 48 年 3 月までの期間について、同市における国民年金保険料の納付方法は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、検認印を押す印紙検認方式であり、国民年金保険料の納付に当たり国民年金手帳が必要となるところ、請求者は、加入時に年金手帳の交付を受けた記憶はない旨陳述していることなどから、既に平成 28 年 11 月 30 日付けで、年金記録の訂正是必要でないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

今回の訂正請求について、請求者は、請求期間①及び②における国民年金の加入手続及び保険料の納付方法は基本的に前回の請求内容と同じであるが、付加保険料の制度が開始された昭和45年10月から定額保険料と付加保険料と一緒に払っていたと思うので、調査の上、請求期間①及び②の年金記録を訂正してほしい旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者から、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる新たな資料等の提出はない。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200090 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200072 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を平成22年12月16日は19万6,000円、平成23年8月10日は17万円、同年12月16日は16万7,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月16日、平成23年8月10日及び同年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年12月16日、平成23年8月10日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額を平成22年12月16日は20万5,000円、平成23年12月16日は17万円に訂正することが必要である。

平成22年12月16日及び平成23年12月16日の訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和60年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年12月16日
② 平成23年8月10日
③ 平成23年12月16日

請求期間①、②及び③の各期間について、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された賞与に係る明細書により、請求者は、請求期間①、②及び③にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は19万6,000円、請求期間②は17万円、請求期間③は16万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したもの回答が得られず、このほかに、これを確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①及び③について、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法により訂正された標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①及び③に係る標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額から、請求期間①は20万5,000円、請求期間③は17万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間①及び③の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200082 号
厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2200020 号

第1 結論

昭和 57 年 10 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金の定額保険料及び付加保険料（以下、「国民年金保険料」という。）を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 57 年 10 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 10 月に結婚したが、結婚当初から将来のことを考えて、夫が A 県 B 市役所で、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付した。

国（厚生労働省）の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納になっているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、結婚した昭和 57 年 10 月に夫が B 市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されるところ、請求者の記号番号は、同記号番号前後の国民年金任意加入被保険者に係る資格取得年月日及び社会保険オンラインシステム（以下「オンライン記録」という。）において確認できる請求者の付加保険料の納付申出年月日（昭和 61 年 4 月 19 日）から判断して、昭和 61 年 4 月に加入手続が行われ払い出されたものと推認できることから、請求者は、当該加入手続時点までは国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、前述の記号番号とは、別の記号番号の払出しを受ける必要があるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

さらに、B 市から社会保険庁（当時）に移管された国民年金被保険者名簿を見ると、請求期間に係る国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者の夫が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2101540 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200073 号

第1 結論

- 1 請求期間①及び③について、請求者のA社における請求期間のうち、平成 19 年 6 月 1 日から平成 21 年 3 月 1 日までの期間、平成 23 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 25 年 10 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を別表の 1 のとおり訂正することが必要である。

平成 19 年 6 月から平成 21 年 2 月までの各月、平成 23 年 7 月、同年 8 月及び平成 25 年 10 月から平成 27 年 3 月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 6 月から平成 21 年 2 月までの各月、平成 23 年 7 月、同年 8 月及び平成 25 年 10 月から平成 27 年 3 月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①及び③について、請求者のA社における請求期間のうち、平成 19 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 1 日までの期間及び平成 23 年 7 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を別表の 2 のとおり訂正することが必要である。

平成 19 年 4 月、同年 5 月、平成 20 年 9 月から平成 21 年 2 月までの各月及び平成 23 年 7 月から平成 27 年 3 月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者のB社における平成 21 年 3 月 1 日から平成 23 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を別表の 3 のとおり訂正することが必要である。

平成 21 年 3 月から平成 23 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 3 月から平成 23 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②について、請求者のB社における平成 21 年 3 月 1 日から平成 23 年 7 月 1 日までの標準報酬月額を別表の 4 のとおり訂正することが必要である。

平成 21 年 3 月から平成 23 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 3 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 60 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

- 請求期間 ① 平成19年4月1日から平成21年3月1日まで
② 平成21年3月1日から平成23年7月1日まで
③ 平成23年7月1日から平成27年4月1日まで

請求期間の給与明細書を見ると、A社及びB社における厚生年金保険の標準報酬月額が、いずれも実際の給与支給額よりも低額に記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 A社に係る請求期間①のうち、平成19年6月1日から平成21年3月1日までの期間並びに請求期間③のうち、平成23年7月1日から同年9月1日までの期間及び平成25年10月1日から平成27年4月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構からの回答（以下「給与明細書等」という。）により、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成19年6月1日から平成21年3月1日までの期間並びに請求期間③のうち、平成23年7月1日から同年9月1日までの期間及び平成25年10月1日から平成27年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社からは、請求期間①及び③に係る請求者の届出及び保険料納付について、回答を得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 B社に係る請求期間②について、給与明細書等及びB社の元同僚の陳述により、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、給与明細書等及びB社の元同僚の陳述により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表の3のとおりと

することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社からは、請求期間②に係る請求者の届出及び保険料納付について、回答を得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち、平成 19 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 1 日までの期間、請求期間②及び請求期間③について、各請求期間に係る給与明細書等により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額又は上記 1 及び 2 の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、給与明細書等により確認できる報酬月額から、平成 19 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 1 日までの期間及び平成 23 年 7 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、別表の 2 のとおり、平成 21 年 3 月 1 日から平成 23 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、別表の 4 のとおりとすることが妥当である。

ただし、平成 19 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び平成 20 年 9 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 及び 2 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別 表

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2101540 号
 厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200073 号

1 【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成 19 年 6 月から平成 21 年 2 月まで	13 万 4,000 円	
平成 23 年 7 月及び同年 8 月	20 万円	22 万円
平成 25 年 10 月から平成 27 年 3 月まで		

2 【厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成 19 年 4 月及び同年 5 月	13 万 4,000 円	22 万円
平成 20 年 9 月から平成 21 年 2 月まで	22 万円（※）	24 万円
平成 23 年 7 月及び同年 8 月		32 万円
平成 23 年 9 月から平成 24 年 6 月まで		38 万円
平成 24 年 7 月から平成 25 年 8 月まで		
平成 25 年 9 月		41 万円
平成 25 年 10 月から平成 26 年 6 月まで	22 万円（※）	
平成 26 年 7 月から平成 27 年 3 月まで		47 万円

3 【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成 21 年 3 月から平成 23 年 6 月まで	18 万円	22 万円

4 【厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成 21 年 3 月から平成 22 年 6 月まで	22 万円（※）	24 万円
平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月まで		30 万円

（※）厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2101743 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200074 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 26 日まで

請求期間の標準報酬月額は、A社において、実際にもらっていた給与額より低く記録されている。当時の給与支給明細書等が見付かったので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である。

したがって、厚生年金特例法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があり、かつ、これら双方に見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、請求期間のうち、平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 12 月 26 日までの期間について、請求者から提出された平成 18 年 10 月分、同年 11 月分、平成 19 年 1 月分から同年 6 月分まで、同年 12 月分から平成 20 年 3 月分まで及び同年 5 月分から同年 12 月分までの各月の給与支給明細書、平成 19 年分及び平成 20 年分の給与所得の源泉徴収票、平成 20 年度の市民税県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）において確認又は推認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（28 万円）は、請求者の当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額（34 万円及び 30 万円）より低い額である。

また、請求期間のうち、平成 10 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された平成 10 年分から平成 18 年分までの給与所得の源泉徴収票、平成 12 年度から平成 14 年度まで及び平成 17 年度から平成 19 年度までの市（町）民税県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）において確認できる各年の給料支払金額（給与収入額）及び社会保険料等の金額からは、請求者の当該期間における各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

さらに、A社は、請求者の請求期間に係る給与額を確認できる資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない旨回答している。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200049 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200075 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 10 月から昭和 63 年 12 月まで

私は、昭和 62 年 10 月に B 市にあった A 社に入社し、同社が経営する C 店で昭和 63 年 4 月か、5 月ぐらいまで勤務した後、店舗展開のために D 県に行き、同年 12 月まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

商業登記の記録によると、B 市を本店とする A 社の法人登記（後に商号を E 社、F 社へ変更）が確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、E 社は、A 社に係る資料は保管しておらず、当時の状況を分かれる者がいない旨回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、請求者は、A 社の採用面接時の担当者として G 氏という店長の名前を挙げているが、姓のみでは個人を特定できない上、請求者から調査の手掛かりとなる同僚の氏名等についての情報は得られず、同僚等から事情を聴取することができないため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者の A 社に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。

このほかに、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。